

オーストラリアの法制度の概要

遠藤 誠¹

I はじめに

オーストラリア連邦（英語では「Commonwealth of Australia」。以下「オーストラリア」という）は、オーストラリア大陸、タスマニア島及びその他の島からなる連邦立憲君主制国家である。国土の広さは、約 769 万平方キロメートルで、世界第 6 位である。エリザベス女王が英国女王とオーストラリア女王を兼ねており、オーストラリア国家元首とされるが、形式的な権限しかない（実際には、総督が女王の代行を務めている）。首都はキャンベラ、公用語は英語、通貨はオーストラリア・ドルである。約 2,550 万人いるオーストラリア国民の約 80%は白人系、約 12%はアジア系、約 2%が原住民（アボリジニ）系という構成となっている。

オーストラリア大陸には、もともとは原住民（アボリジニ）が居住していたが、1770 年に英国人探検家クックがシドニーのボタニー湾から上陸し、英国による領有を宣言した。1788 年に英国から移民団（流刑囚を含む）が到着し、フィリップ海軍大佐が初代総督に就任した。1851 年に金鉱が発見された後はゴールドラッシュが起こり、移民が急増したが、白人の利益を優先し有色人種の移民を制限する「白豪主義」に基づく政策が採られるようになった。1901 年には 6 州によるオーストラリア連邦が成立した。その後、1942 年には、ウエストミンスター憲章の批准により、英国議会のオーストラリアに関する立法権が制限され、さらに 1986 年には、オーストラリア法の制定により、英国枢密院の上訴管轄権が否定された。白豪主義に基づく政策は、1970 年代に順次廃止され、現在は、多民族・多文化社会が目指されている²。

オーストラリアは、長く英国の植民地であったことから、英国法³の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、さまざまな分野において、多くの成文法も制定されている。即ち、オーストラリアが判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、オーストラリアが英国から独立した司法権を有するようになった後は、英

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるオーストラリアの概要及び歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2022年版』（二宮書店、2022年）458頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2018年）232頁等を参照した。

³ 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウエールズ」の法体系を指す。

国の裁判所の判決は、オーストラリアの裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。オーストラリアは連邦制の国家であり、オーストラリアの法制度は、連邦・各州の判例及び制定法から構成される。本稿は、基本的に、連邦法を対象とする。

オーストラリアは、石炭、鉄鉱石、原油、天然ガス等の鉱物資源が豊富であるほか、小麦、果実、牛肉等の生産量も多い。また、金融、保険、通信等のサービス産業も発達しており、リーマンショック以降は、概ね、堅調な経済成長率を維持している。オーストラリアは、日本等とともに、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」(CPTTP)の締約国でもある。

日本企業のオーストラリア進出やオーストラリア企業との貿易が増加するに伴い、日本企業がオーストラリアにおける法的問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、オーストラリアの法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、本稿では、オーストラリアの法制度の概要を紹介することとしたい。

II 憲法

1 総説

オーストラリアの連邦憲法⁴は、英国議会で制定された1900年オーストラリア連邦憲法法の付属文書という形式を採っており、1901年1月1日より施行された。オーストラリアの連邦憲法は、①英国から、議院内閣制、立憲君主制、コモン・ローによる人権保障、民主主義の原則、②米国から、連邦制、司法組織、裁判制度、③スイスから、憲法改正における国民投票につき、影響を受けている⁵。

全128条からなる現行のオーストラリア連邦憲法の体系は、表1のとおりである。

表1：オーストラリア憲法の体系

第1章 議会	第1節 総則	第1条～第6条
	第2節 上院	第7条～第23条
	第3節 下院	第24条～第40条
	第4節 議会の両議院	第41条～第50条
	第5節 議会の権限	第51条～第60条

⁴ 本稿におけるオーストラリア連邦憲法の日本語訳は、①天野淑子著「オーストラリア連邦」(萩野芳夫・畑博行・畑中和夫編『アジア憲法集【第2版】』(明石書店、2007年)所収)、②佐藤潤一著「オーストラリア連邦」(畑博行・小森田秋夫編著『世界の憲法集【第五版】』(有信堂高文社、2018年)所収)等を参照した。

⁵ 天野・前掲書15頁。

第 2 章 行政府		第 61 条～第 70 条
第 3 章 司法府		第 71 条～第 80 条
第 4 章 財政および通商		第 81 条～第 105A 条
第 5 章 州		第 106 条～第 120 条
第 6 章 新州		第 121 条～第 124 条
第 7 章 雑則		第 125 条～第 126 条
第 8 章 憲法改正		第 128 条
別表		

2 統治機構

オーストラリアは連邦制を採っており、連邦と州がある。また、首都地域、ノーフォーク島、北部準州には、広い自治権が認められている。

(1) 女王及び総督

オーストラリアの国家元首は「女王」であるが、権限のほとんどは形式的なものとなっている。実際には、女王が任命した「総督」が、女王の権限を代行する。連邦総督は「Governor-General」、州の総督は「Governor」と呼ばれる。連邦総督は、内閣総理大臣の助言に従い、権限を行使する。

(2) 議会

連邦制を採るオーストラリアには、連邦議会と各州の議会がある。

連邦議会は、女王、上院 (Senate) 及び下院 (House of Representative) から構成される。上院議員の任期は 6 年であり (3 年ごとに半数ずつ改選)、各州から 12 名ずつ選出され、首都地域と北部準州から 2 名ずつ選出される (定数は 76 議席)。下院議員の任期は 3 年であり、小選挙区から選出され、定数は人口数に比例するが、各州の定数は最低でも 5 名とされている (定数は 150 議席)。

法律案は、下院及び上院を通過した後、連邦総督が女王に代わり裁可することにより成立する。下院と上院は、原則として、同一の権限を有する。但し、歳入・歳出又は租税に関する法律案及び国民の義務を加重する法律案は、下院が発議することとされている。法律案につき下院と上院とで意見が対立する場合、連邦総督は、両院を同時に解散することができる。解散後も法律案につき下院と上院とで意見が対立する場合、連邦総督は、両院協議会を召集することができる。

連邦議会は、51 条及び 52 条に列挙された事項について立法権を有する。51 条は、①外国との通商及び各州の通商、②租税の賦課・徴収、③物品の生産又は輸出に対する奨励金、④連邦の公的信用による起債、⑤郵便・電信・電話、⑥防衛、⑦検疫、⑧通貨、⑨度量衡等の全 39 項目の事項を、連邦法の対象としている。それ以外の事項は、州法の対象とされ

ている。連邦法と州法が抵触する場合、連邦法が優先し、州法は、連邦法と抵触する範囲において効力を有しない。

(3) 行政

連邦の行政権は、女王に帰属するが、連邦総督が、女王の権限を代行する。連邦総督に助言する機関として、連邦政府に、連邦行政評議会が置かれる。

オーストラリアでは、憲法習律により、英国型の議院内閣制が採られている。内閣総理大臣は、上院議員ではなく、下院議員でなければならない。

連邦総督が内閣総理大臣を任命するときは、憲法習律により、与党の党首又は下院で多数派を形成する連立政党の党首を任命しなければならない。1975年に、連邦総督が内閣総理大臣を罷免するという事態が生じた（「憲法危機」と呼ばれる）が、これは、下院と上院で多数派を形成する政党が異なるというねじれ現象が原因であった。

(4) 司法

オーストラリア高等法院（High Court）は、連邦最高裁判所として、終局的な憲法解釈権を有し、違憲判決を下すことができる。

連邦制を採るオーストラリアには、連邦裁判所の系列と、州裁判所の系列とがある。オーストラリア高等法院は、連邦法に関する事件について連邦裁判所からの上訴事件を管轄するだけでなく、州法に関する事件について州裁判所からの上訴をも管轄する権限を有する。この点、米国とは異なる制度となっている。

3 人権

連邦憲法には、人権に関するいくつかの規定（財産権、陪審に関する権利、信教の自由）があるのみで、権利章典が含まれていない。しかし、憲法上の規定から黙示的に人権（政治的表現の自由）が保障されているという考え方や、コモン・ローにより人権が保障されているという考え方が採られている。

1944年及び1988年に、連邦憲法に権利章典を追加しようという動きもあったが、失敗に終わった。連邦法としては、1981年人権委員会法がある。これは、人種差別禁止に関する人権条約実施機関について定めた法律である。国際人権規約自由権規約を国内法化する法律は、首都地域及びビクトリア州でのみ制定されている⁶。

III 民法

オーストラリアには、ドイツやフランスの民法典のように明確で確立された民法体系は無い。英国の法制度の影響により主にコモン・ローにより形成されたオーストラリアの民

⁶ 佐藤・前掲書 87頁。

法を説明する場合、一応、以下のように、「契約法」、「不法行為法」及び「財産法」に分けることが理解に資するであろう。

1 契約法

オーストラリアの契約法は、基本的には、コモン・ロー及びエクイティに基づく判例法によって形成されている。また、ある特定の事項について規律する連邦法及び州法も存在する。

従来、契約違反から生じる損害は「直接損害」（契約違反から自然に公平かつ合理的に生じる損害）及び「間接損害」（契約締結時において契約当事者双方が契約違反の結果生じると考えた事象により生じる損害）の2つに分けられていた。しかし、2008年にビクトリア州上訴裁判所が、契約違反から生じる損害を、「通常損害」（同じような状況において、契約当事者が他方当事者の契約違反により必ず被るであろう損害）及び「間接損害」（契約違反により生じた逸失利益等のように、通常を超えて生じる損害）の2つに分けることを判示した。その後、西オーストラリア州及びニューサウスウェールズ州の裁判所においても、ビクトリア州上訴裁判所と同様の判決が下されるようになった。従来の分類における「間接損害」の範囲と、新しい分類における「間接損害」の範囲は、必ずしも同じではなく、異なる場合があるといえる⁷。

「オーストラリア消費者法」は、不公正な契約条項について規制している。同法によると、個人消費者又は小規模事業者（「従業員 20 名以下」等の要件がある）との間で締結される標準取引約款に、不公正な契約条項（例えば、一方当事者にのみ、契約上の義務の減免を認めたり、契約解除権を認めたりする条項）がある場合、無効とされる。近時、同法のさらなる改正が検討されている（民事罰の導入、裁判所による柔軟な救済方法の導入、立証責任の緩和、「従業員 20 名以下」を「従業員 100 名以下」にする等の要件の緩和等）⁸。

2 不法行為法

オーストラリアでは、英国におけるのと同様、不法行為法（tort law）は、基本的に、判例法により形成されている。不法行為には多くの種類があり、「ネグリジェンス」（negligence）や「制定法義務違反」（breach of statutory duty）等がある。米国法では、「制定法義務違反はネグリジェンスそのものである」とされており、カナダ法では、「制定法義務違反はネグリジェンスに吸収される」とされている。しかし、オーストラリアでは、ネグリジェンスの不法行為では適切な解決をもたらすことができない場合に、制定法義務違反の不法行為が、依然として重要な役割を果たし続けている⁹。

⁷ 加納寛之著「ビジネス法最前線 第136回 契約上の損害賠償責任の範囲について」（NNA、2015年）。

⁸ <https://treasury.gov.au/consultation/c2021-201582>

⁹ 大西邦弘著「制定法義務違反の不法行為における新たな意義づけ ―イギリス EU 離脱への餞としてのオーストラリア不法行為法の検討―」（『法と政治 第69巻第2号 上』）（関

3 財産法

オーストラリアの土地は、女王に属するものとされており、私人による完全な所有権は認められていない。しかし、土地を自由に利用・処分・賃貸・担保設定等する自由保有権（freehold）は認められている。土地に関しても、基本的には、判例法により規律されてきたが、現在では、多くの州法が、土地についてさまざまな法規制を課している。土地と建物は、別個の不動産として取り扱われる。土地の登記については、「トレンス・システム」（Torrens System）があり、①登記権利者は、登記の際に登記証明書の交付を受け、②将来、上記の登記権利者が登記義務者となるときには、上記の登記証明書を提出することになる。このような土地登記によって、物権変動の効力が生じる¹⁰。

オーストラリアでは、従来、動産担保に関する法律が、連邦、州及び準州によってそれぞれ定められており、統一されていなかった。そこで、動産担保に関する規律を統一する連邦法として、「2009年動産担保法」（Personal Property Securities Act 2009, PPSA）が制定され、2012年から施行された。同法により、全国統一の登録システムが導入され、動産担保を登録することにより、第三者への対抗要件を備えることができるようになった。同一の動産に複数の担保権が設定された場合、先に対抗要件を具備した担保権者が優先することになる¹¹。

IV 会社法

オーストラリアに投資する外国企業の多くは、支店を開設するか、現地法人を設立することになる。支店は外国企業の一部であり、独立した法人格を有しない。これに対し、現地法人は、外国企業から独立した法人格を有するオーストラリア法人である。支店開設の場合も、現地法人の設立の場合も、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）に登録申請を行い、番号を取得する必要がある。

外国企業がオーストラリアに現地法人を設立する場合、「有限責任株式会社」（Company Limited by Shares）の形態が一般的に利用される。有限責任株式会社は、日本における株式会社に近いものであり、株主の責任は、会社の発行する株式に対する支払額（出資額）に限定される。有限責任株式会社にも、「公開会社」（株主数に制限なし）と「非公開会社」（株主数は50名以下。ガバナンス及び情報開示に関する規制が比較的少ない）の2種類があるが、実際には、将来の上場を見込んでいるような場合を除き、事業展開に柔軟に対応しやすく、かつ手続が比較的簡単な「非公開会社」が選択されることが多い。会社名の末

西学院大学法政学会、2018年）所収）256頁、264頁、266～270頁。

¹⁰ 国土交通省『海外建設・不動産市場データベース』

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/kokusai/kensetsu_database/australia/page5.html

¹¹ 加納寛之著「ビジネス法最前線 第109回 PPSA以降期間終了に向けた準備」（NNA、2013年）。

尾に、公開会社の場合は「Limited」（又は「Ltd」という略称）、非公開会社の場合は「Proprietary Limited」（又は「Pty Ltd」等の略称）という文言を付しなければならない。

有限責任株式会社の場合、最低でも1株を発行しなければならないが、実際上の最低資本金は1オーストラリア・ドルである。株主は1名以上であればよいが、非公開会社の場合、株主数は50名以下としなければならない。取締役については、非公開会社の場合、1名以上（オーストラリア居住者1名以上）であればよいが、公開会社の場合、3名以上（オーストラリア居住者2名以上）が必要である。ここにいう「オーストラリア居住者」は、オーストラリアの国籍又は永住権を有することは不要である¹²。

V 民事訴訟法

連邦制を採るオーストラリアには、連邦裁判所の系列（連邦最高裁判所、連邦裁判所、連邦家庭裁判所、連邦巡回裁判所）と、州裁判所の系列（州上級裁判所、州中級裁判所、州下級裁判所）とがある。連邦最高裁判所に位置付けられるオーストラリア連邦高等裁判所は、連邦法に関する事件について連邦裁判所からの上訴事件を管轄するだけでなく、州法に関する事件について州上級裁判所からの上訴をも管轄する権限を有する。

オーストラリアの弁護士制度には、法廷弁護士（バリスター）と事務弁護士（ソリシター）の区別がある。バリスターは、法廷において弁論を行うことを主な業務とするのに対し、ソリシターは、書面の準備・作成等の事務的な業務を取り扱う。バリスターとソリシターのいずれも、大学の法学部又はロースクールを卒業し、法律事務所等における一定期間の実務修習を経た後、州の最高裁判所の承認を受ければ足りる（日本の司法試験のような試験を受ける必要は無い）。裁判官となるには、裁判官又は法律実務家としての5年以上の実務経験が必要である¹³。

オーストラリアの民事訴訟手続においては、争点整理、証拠収集、証拠調べ等の手続全般にわたって、当事者が主導的役割を担う当事者対抗主義（adversarial system）が採用されている。但し、最近では、訴訟の遅延及び費用の高額化等の問題から、裁判官が積極的に手続に関与することも増加しているほか、代替的紛争解決手段（ADR）が利用されることもある。審理は、原則として、職業裁判官によって行われており、陪審裁判は例外的にのみ行われている。訴訟で敗訴した当事者は、弁護士費用等の訴訟費用を負担しなければならない¹⁴。

民事訴訟手続は、基本的に、①訴えの提起、②訴答手続（pleadings）、③準備手続

¹² 加納寛之著『オーストラリア会社法概説〔第2版〕』15～36頁。

¹³ 「オーストラリア連邦の司法制度」13～15頁。

<https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2017/12/%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%A9%E3%83%AA%E3%82%A2%E9%80%A3%E9%82%A6%E3%81%AE%E5%8F%B8%E6%B3%95%E5%88%B6%E5%BA%A6.pdf>

¹⁴ 前掲「オーストラリア連邦の司法制度」17～18頁。

(directions)、④文書開示 (discovery)、⑤口頭弁論、⑥判決という流れをたどる。弁護士費用が高額であることから、実際には、手続のいずれかの時点で和解により解決することが多い¹⁵。

VI 刑事法

オーストラリアの1995年連邦刑法典は、英国のコモン・ローの伝統を受け継ぐものとなっている。そのことは、例えば、①犯罪の成立要素としての「共謀」(conspiracy)が広く適用されていること、②厳格責任・絶対的責任が規定されていること、③自然人に対して適用される規定及び理論は、同様に法人に対しても適用されること¹⁶等に表れている¹⁷。

オーストラリアでは、1973年死刑廃止法により、連邦全土で死刑が廃止されており、実際にも、同法の施行後、死刑は執行されていない。死刑に代替する刑罰として、「life imprisonment」(無期刑・終身刑)が、現在では最も重い刑となっている¹⁸。

1995年連邦刑法典は、外国公務員に賄賂を申し込み、供与し、又は供与の約束をした個人又は法人を処罰することを定めている。但し、①行為地である外国の成文法に従って行為した場合、②日常的な行政的行為の確保を主な目的として、軽微な利益を提供したにすぎない場合には、抗弁が認められる可能性がある¹⁹。

連邦制をとるオーストラリアでは、刑事手続や捜査機関等に関しても、連邦レベルと州レベルに分かれている。連邦と州のいずれの刑事手続も、基本的には、①警察による治安判事裁判所への訴追請求手続、②重大犯罪の場合における陪審審理付託手続、③公判前手続(証拠開示手続)、④公判手続(被告人が無罪答弁をした場合における陪審員選任手続)、⑤量刑手続という流れをたどる²⁰。

オーストラリアでは、1995年以降、全国において、取調べの録音録画が実施されている。日本とオーストラリアとでは、取調べの録音録画の証拠としての位置付けが異なること、オーストラリアでは検察官による取調べは行われず、警察官による取調べのみが行われること等の違いがあるものの、日本の立法化にもさまざまな示唆を与えるものと思われる²¹。

また、オーストラリアでは、法執行機関による位置情報収集捜査における機器の使用が認められている。当該捜査にあたっては、①事前規制として、令状の取得が必要であるほか、②事後規制として、オンブズマンによる査察が実施されている。オーストラリアでは、

¹⁵ 前掲「オーストラリア連邦の司法制度」18～20頁。

¹⁶ 樋口亮介著『法人処罰と刑法理論 [増補新装版]』(東京大学出版会、2021年)143～149頁。

¹⁷ 森下忠著『諸外国の汚職防止法制』(成文堂、2013年)320頁。

¹⁸ 森下・前掲書321頁。

¹⁹ 森下・前掲書323～324頁。

²⁰ 前掲「オーストラリア連邦の司法制度」20～24頁。

²¹ 指宿信著『被疑者取調べ録画制度の最前線 一可視化をめぐる法と諸科学』(法律文化社、2016年)84～85頁。

新しいテクノロジーを使用することにより、捜査コストを低く抑えるという「費用対便益効果」が重視されている²²。この制度も、日本の立法化にとって参考になるものと思われる。

VII 参考資料

以上、オーストラリア法の概要を簡単に紹介したが、重要な貿易・投資の相手国であるオーストラリアの法制度の概要を知ることが、日本企業にとって極めて重要である。オーストラリア法については、他の外国法の場合と比べ、比較的多くの日本語又は英語の文献・論文等が公表されている。判例法を中心とするオーストラリアの法制度は、日本の法制度とは異なる法的概念が用いられることもあり、成文法を主とする日本の法体系を学んだ者にとっては、オーストラリア法には、とっつきにくい面があることは否定できない。しかし、オーストラリアは、日本企業にとって重要な貿易・投資の相手国であり続けられることを考えると、今後も、オーストラリアの法制度の動向について注視していく必要がある。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.50 No.3』（国際商事法研究所、2022年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第1回 オーストラリア」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

²² 指宿信編著『GPS 捜査とプライバシー保護』（現代人文社、2018年）154～155頁、167頁。